【令和４年６月１日以降版】

新見市
NIIMI CITY

家計急変世帯等に対する
臨時特別給付金（10万円/1世帯）のご案内
受給には手続きが必要です

申請期限
9/30(金)必着

- 新型コロナウイルス感染症の影響で令和４年１月以降の収入が減少し、住民税非課税相当の収入となった世帯に給付金を支給します。
- 給付金を受給するためには、**申請書類の提出が必要**です。

給付金の支給額

１世帯あたり10万円

給付金の支給時期

市区町村が申請書を受理した日から**3週間後**が目安です。

支給対象となる世帯

申請日時点で、新見市に住民登録があり、新型コロナウイルス感染症の影響で令和４年１月以降の収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※1の収入となった世帯（家計急変世帯）

※１　住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和４年１月以降の任意の１か月収入×12倍）が市町村民税均等割非課税水準以下であること(※2)を指します。

※2　住民税非課税となる年間給与収入（所得）の目安

扶養している親族の状況	非課税相当限度額（収入ベース）	非課税相当限度額（所得ベース）
単身又は扶養親族がいない場合	９３．０万円	３８．０万円
配偶者・扶養親族〈１名〉を扶養している場合	１３７．８万円	８２．８万円
配偶者・扶養親族〈計2名〉を扶養している場合	１６８．３万円	１１０．８万円
配偶者・扶養親族〈計3名〉を扶養している場合	２０９．９万円	１３８．８万円
配偶者・扶養親族〈計4名〉を扶養している場合	２４９．９万円	１６６．８万円
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	２０４．３万円	１３５．０万円

【提出書類】
- **家計急変申請書**　・**別紙収入（所得）申立書**
- **任意の１か月の収入状況を確認できる書類の写し**（給与明細書、年金振込通知書、事業収入等の経費がわかる書類等）
- **申請者の本人確認書類**（運転免許証、健康保険証、マイナンバーカードなど）
- **申請者の世帯状況を確認できる書類の写し**（戸籍謄本、住民票等の写し）
- **令和４年１月１日以降複数回転居した方は戸籍の附表の写し**
- **受取口座確認書類**（通帳やキャッシュカードの写し：金融機関名・口座番号・口座カナ名義がわかる部分の写し）

お問い合わせ・確認書等提出先

新見市役所福祉課「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」　窓口

TEL：0867-72-6154　　受付時間：平日８:30～17:15